

規程第38号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会行事機器貸出事業運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が貸し出す行事機器について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 行事機器の貸し出しは、各種団体や事業所、地域等に行事機器を一時的に貸し出すことで、地域活動の活性化を図ること並びに本会活動と地域の繋がりを深めることを目的とする。

（利用対象者）

第3条 行事機器を貸し出す利用対象者は、次の各号のとおりとする。

- （1）小美玉市内に拠点をもつ各種団体や事業所、学校等
- （2）小美玉市内の地域組織
- （3）本会会員規程第2条第3項に規定する法人・団体会員
- （4）小美玉市民（一部の貸出品に限る）
- （5）その他会長が特に必要と認めた団体等

2 前項の規定にかかわらず、営利目的、政治や宗教を主たる目的とする団体等には貸し出しは行わない。

（貸出品目）

第4条 本会において設定する行事機器の貸出品目は、別に定める。

（利用料）

第5条 利用料は、別に定める。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた者は利用料を減免することができる。

（貸出期間）

第6条 行事機器の貸出期間は、原則5日以内とし、引き続き利用することが必要な場合には、これを更新することができる。

（利用申込）

第7条 行事機器の貸し出しを受けようとするときは、あらかじめ会長に行事機器利用申込書（様式第1号）を提出し、行事機器利用許可書（様式第2号）の交付を

受けなければならない。

（使用条件）

第8条 使用の条件は、次の各号のとおりとする。

- （1）機器の借り受け及び返却は、使用者が行うこと
- （2）機械の取り扱いについては、取扱説明書をよく読み、清掃については、使用者自身が責任をもって行い返却すること
- （3）使用期間中に故意による故障・破損が生じた場合には、使用者の責任で修理して返却すること
- （4）使用期間を延長する場合には、早めに本会に連絡すること
- （5）機器に故障が発生した場合には、代替品がないことがあるので、代替品を必要とする場合は各自で手配すること
- （6）申請時に利用料を支払うこと

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年9月20日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年5月21日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成22年9月16日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から一部改正する。

附 則

この規程は、令和4年9月2日から一部改正する。